

令和
2年度

「いきいき住マイル支援補助金」



申請期限は来年の3月31日までです

市では、定住促進及び活力のあるまちづくりを進めるため、若年夫婦世帯及び子育て世帯の住宅取得や改修に対する支援を実施しています。※この制度は最終年度の受付となります。

受付期間 令和3年3月31日(水)まで

対象者 次のすべてに該当する世帯

(1)平成29年4月1日以降に住宅を新築・購入した、又は改修を予定している世帯

※住宅を新築・購入した方は、令和3年3月31日までに所有権保存登記を完了した方が対象になります。

(2)申請日において若年夫婦世帯(46歳未満)又は子育て世帯(中学生以下の子と同居し養

育している、もしくは妊娠中)であること

(3)今後3年以上市内に居住する予定の世帯で、市税等に滞納がないこと

補助金額 10万～100万円

その他 (1)改修については、着工前に申請が必要です。

(2)制度の詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

申込・問 ④市民と共に考える課(内線2120)



浄化槽をお使いの皆さんへ



浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう皆さんのご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充等を行います。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4か月に1回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上(全ぼっ気方式は6か月に1回以上)行う必要があります。
- 組合の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

- 県指定検査機関である(公社)茨城県水質保全協会(Tel029-291-4004)が行います。
 - 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
 - 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8か月の間に1回行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。
 - 県では、法定検査を実施していない方に対して、11月から12月にかけて受検の案内文を送付します。
- ◆問い合わせ = ④下水道課(内線2920)

無料法律相談会開催

日時 10月25日(日)9:00～17:00

場所 弁護士法人萩原総合法律事務所常総支所

完全予約制

初回の方限定とさせていただきます。事情によりお断りさせていただくこともございます。

☒ 弊所ホームページからもお問い合わせいただけます。

でんわ **0297-44-9954**



弁護士法人 **萩原総合法律事務所常総支所**

茨城県弁護士会所属 弁護士 佐々木寛継

常総市水海道山田町1120-2 田内ビル(294号沿い山田北信号南)

正社員・パート募集中!



ごばんはうす さくら
水海道山田教室

★子供たちの成長と一緒に支えませんか?

発達の遅れや障がいを持つ子ども達の、
身辺自立や社会性を伸ばすお手伝いをします♪

興味をお持ち頂けたら、
気軽にお問合せ下さい♪
見学も歓迎です!

★例えばこんなお仕事♪

- ・簡単な運動、製作活動、音楽遊びなど
- ・お弁当やおやつ、お片付けやトイレ、手洗いなど、身の回りのこと自立を補助
- ・挨拶やお礼、謝る等、人との関わり方を教える

Tel:0297-21-9720

求人内容は以下にて

<http://surgely.net/x/copain>

平日:9～18時 土日祝:9～17時

常総市水海道山田町1521